

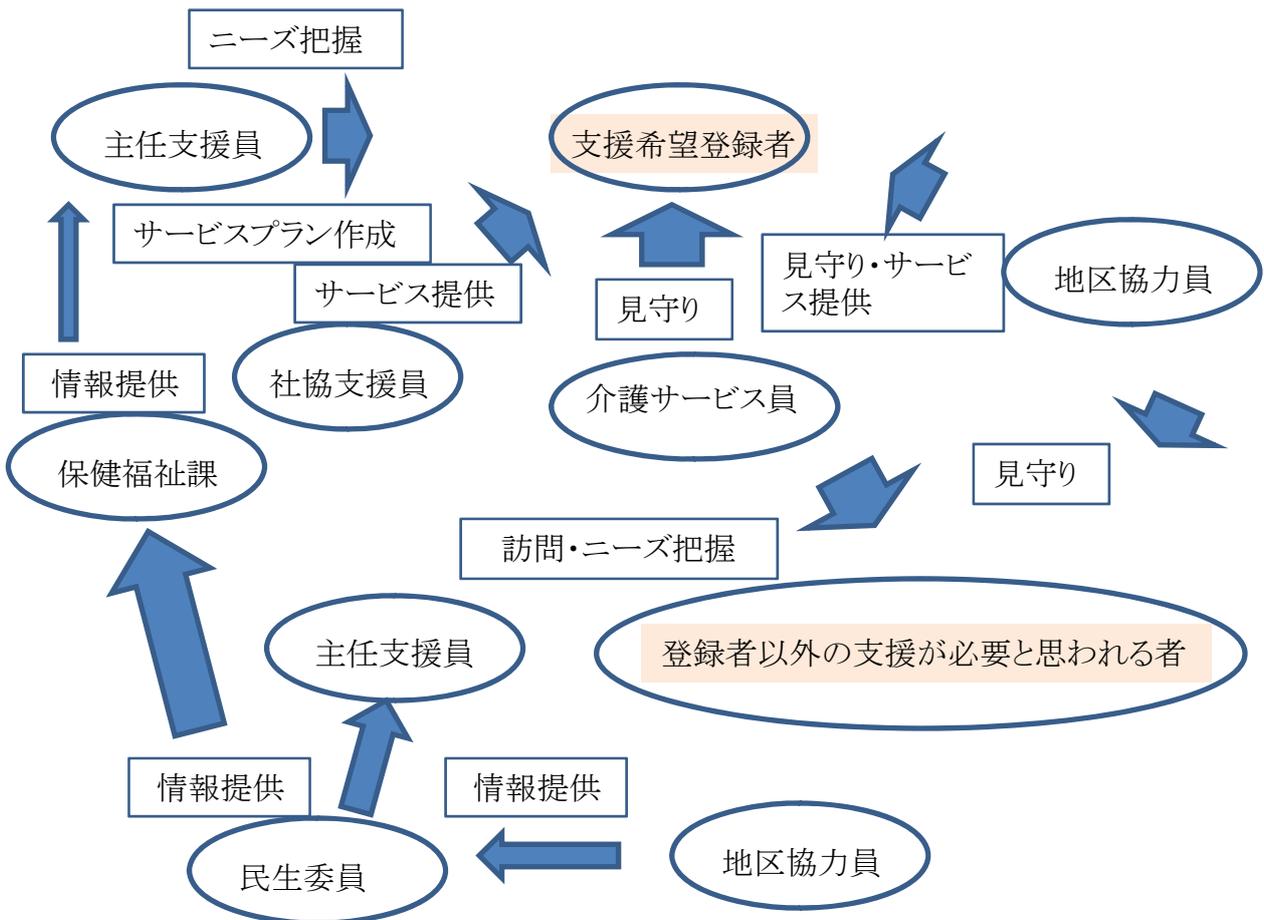
安心生活創造事業3原則

原則① 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する

- ① 支援希望登録者への個別訪問とニーズ把握
- ② 登録者以外の一人暮らし高齢者、障害者世帯への個別訪問とニーズ把握
- ③ 高齢夫婦世帯への事業案内パンフの送付と登録希望者への個別訪問、ニーズ把握
- ④ 保健福祉、介護保険事業関係者、地区社協関係者からの情報提供による個別訪問とニーズ把握



○ 主任支援員による支援計画作成、支援員、地区協力員によるサービス提供

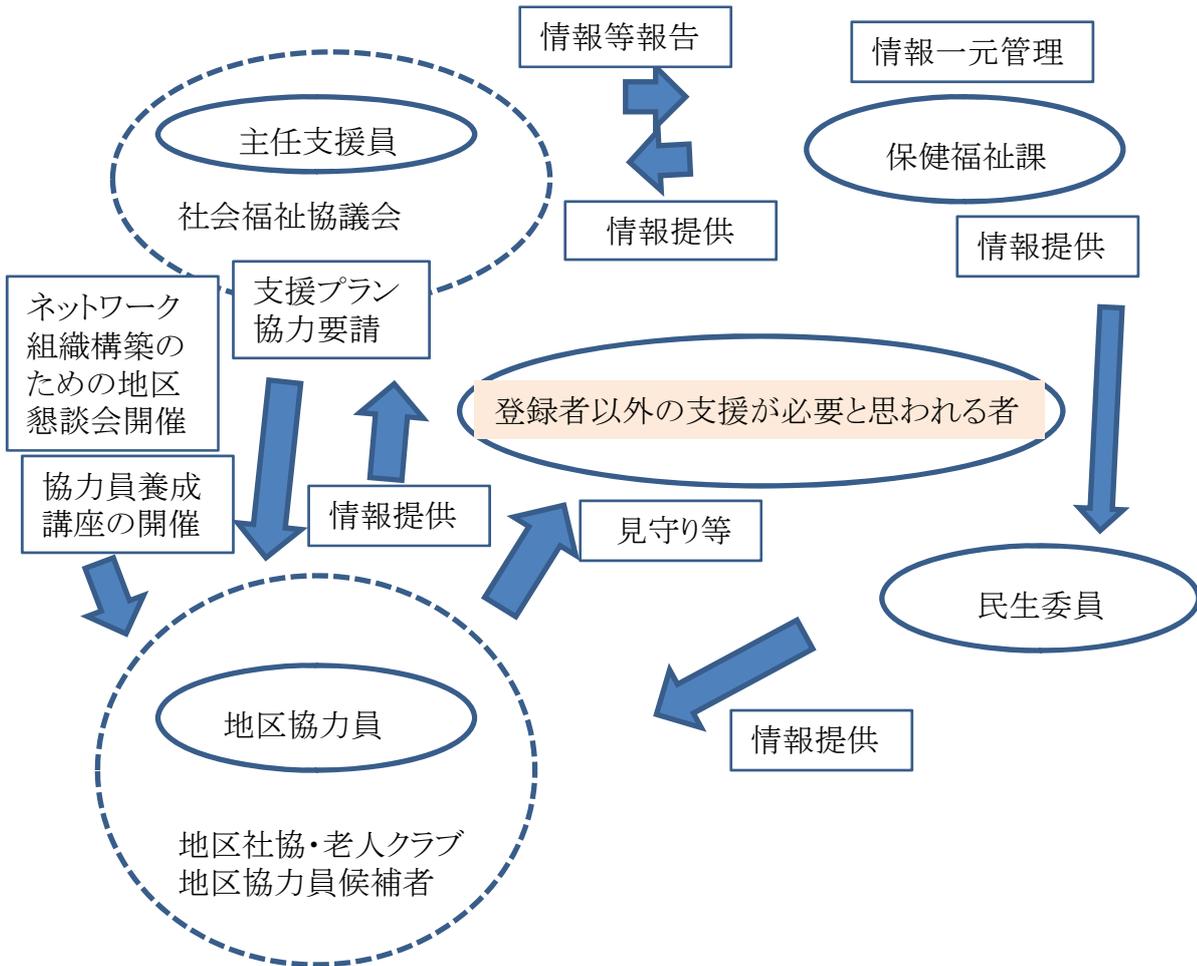


安心生活創造事業3原則

原則② 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる

- ① 地区懇談会の開催による事業周知
- ② 主任支援員が保健福祉、介護保険事業者、民生委員、地区社協からの情報提供による随時の訪問、ニーズ把握
- ③ 地域の中の情報提供源としての地区協力員の養成

- 地区協力員養成のための住民サポータ講座の開催と地区老人クラブへのサポータ要請出前講座の開催
- 保健福祉課(担当課)の支援システムによる情報の一元管理



安心生活創造事業3原則

原則③それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む

- ①サービス利用契約による利用料の徴収
- ②会員登録による会費、サービス利用者親族、別荘利用者への賛助会費の募集(年会費制)
- ③共同募金地域配分の活用
- ④社会福祉事業指定寄付金の募集
- ⑤食材料取扱業者からの協賛金の募集
- ⑥地域通貨を扱っているボランティア団体との協働の検討(22年度以降)

- サービス利用者、親族への会費募集案内の送付
- 社協報による事業周知、会費、指定寄付金の募集
- 業者への個別依頼訪問
- 成年後見、権利擁護事業における遺贈の募集(23年度以降)

